

役員及び評議員等並びに講師等に対する 報酬等に関する規程

第1条 この基準は、理事・監事・評議員・運営推進会議委員・苦情解決第3者委員（以下「理事等」という。）並びに講師等に対する報酬等の支給について、基準を定めるものである。

第2条 定款第23条に規定する理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の総額を、7,000,000円とする。

2 理事等の通常の業務（理事会、評議員会、監事の監査等）については、報酬は支給しない。ただし、常勤の理事長については月額550,000円を支給する。

3 講師等の1時間あたりの報酬等については、別表1に定める報酬を支給する。

第3条 前条第2項に定める理事等の通常業務に従事した場合の費用弁償として、1日につき2,000円を支給する。

第4条 理事等が研修等、法人の業務として出張したときは、社会福祉法人順風会の旅費規程第5条及び第6条に基づいて交通費を支給するとともに、出張諸費として1日につき2,000円を支給する。

第5条 理事等の報酬に関し疑義が生じた場合、又はこの基準に定めのない事項については、評議員会において協議のうえ決定する。

附 則

この基準は、平成28年12月23日から施行する。

附 則（令和2年 3月17日理事会承認）

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。